



令和4年3月23日	
所 属	小田地域課
所属長	仁尾 克己
電 話	06-6488-5441

～兵庫県立高等学校との包括連携協定は「阪神間」で初！～  
**地域発意のまちづくりの実現に向けて  
 兵庫県立尼崎小田高等学校と尼崎市は、包括連携協定を締結します**

## 1 概要

尼崎市は、3月29日火曜日に、「兵庫県立尼崎小田高等学校」と包括連携協定を締結します。

同校は小田地区を拠点として、これまでにも子ども向けの夏休みイベント「小田夏祭り」や、防災の学びにつながる「あまおだ減災フェス」、地域の子育て世代や高齢者を対象とした「親子で遊びましょう」「ふれあいサロン」の開催、そのほかにも地域の見守り活動への参加など、多様な地域貢献活動を積極的に行ってています。

### ○「おだらぶ」から「あまらぶ」へ

協定の締結を契機として幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、まちの課題の解決や地域の一層の活性化に取り組みます。

特に4月から実施される新学習指導要領の実施に向けた「総合的な探究の時間」などにおける探究課題（地域課題の解決）に向けて、高校生と行政が協働して取り組んでいきます。



夏休みイベント  
 「小田夏祭り」の様子

## 2 期間

協定締結日（令和4年3月29日）から令和5年3月31日まで（1年毎に更新）

## 3 主な連携内容（別紙 本協定書参照）

- ・地域コミュニティの活性化に関すること
  - ・教育の充実や生涯学習の推進に関すること
  - ・防災や減災、防犯、安全・安心に関すること
  - ・地域福祉の推進、まちの魅力の向上に関する事
- など、20項目

## 4 締結式

とき 令和4年3月29日 火曜日 午前11時から正午まで

ところ 尼崎市役所 南館2階 市長室

出席者 尼崎市長 稲村和美

兵庫県立尼崎小田高等学校校長 愛川 弘市（あいかわ こういち）

以上

# 尼崎市と兵庫県立尼崎小田高等学校との包括連携協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と兵庫県立尼崎小田高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくりに係る幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 生涯学習の推進に関すること
- (3) 健康・スポーツの増進に関すること
- (4) 教育の充実に関すること
- (5) 子ども・子育てに関すること
- (6) 人権の尊重・多文化共生・男女共同参画の推進に関すること
- (7) 地域福祉の推進に関すること
- (8) 高齢者支援の推進に関すること
- (9) 障がい者（児）支援の推進に関すること
- (10) 生活困窮者等の自立の推進に関すること
- (11) 防災・減災に関すること
- (12) 防犯・安全・安心に関すること
- (13) 地域経済及び産業の発展に関すること
- (14) まちの魅力及び市政情報の発信に関すること
- (15) 観光の振興に関すること
- (16) 歴史・文化の保存及び活用に関すること
- (17) 環境保全に関すること
- (18) くらしやすい住環境・都市機能の形成に関すること
- (19) 人材育成に関すること
- (20) 前各号のほか、本協定の目的達成のために必要と認める事項

## （連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの連携事項について連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。

(協定の期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があってはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めるものとする。

2 本協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和4年3月29日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市長 稲村 和美

(乙) 尼崎市長洲中通2丁目17番46号

兵庫県立尼崎小田高等学校

校長 愛川 弘市